

成績評価

(1) 成績評価

ア 単位は、学期中や学期末に行うレポート提出・プレゼンテーション・筆記試験・実技試験等のほか、授業への能動的な参加度や貢献度を観察したり、学生相互に評価させたりする方法を用いて、総合的に評価し、合格と判定された者に与えられます。科目ごとの成績評価の方法等については、コースカタログ・シラバスを参照してください。

イ 本学では、実験、実習などの科目については、平素の学修状況が重視されるほか、出席状況が不良な者は試験が受けられないので、日常の努力が必要となります。

ウ 成績評価と評点の関係は、次表のとおりです。

判定	評価	評点（100点満点）	評価内容の基準
合格	A+	90点以上	特に優秀な水準で到達目標に達している。
	A	80点以上90点未満	優秀な水準で到達目標に達している。
	B	70点以上80点未満	良好な水準で到達目標に達している。
	C	60点以上70点未満	到達目標に達している。
	N	—	—
不合格	D	60点未満	到達目標に達していない。

(2) 単位修得

単位は、A+、A、B、C及びNの評価を得た者が修得できます。

(3) 成績通知

成績の通知は、県大ポータル上で行います。

成績は、前期末（9月下旬）又は後期末（3月下旬）に通知します。休業期間中の集中講義・実習等の科目は、通知時期がずれる場合があります。

(4) 成績に関する問い合わせ及び異議申立について

- ・ 成績通知後は、指定された期日までに、成績に関する問い合わせを行うことができます。
- ・ 問い合わせ先は、授業担当教員（難しい場合はチューター）です。
- ・ 授業担当教員（もしくはチューター）の説明に不服がある場合は、学部長へ文書で異議の申し立てを行うことができます（説明を受けてから1週間以内に、申立書を教学課窓口へ提出してください）。

GPA制度について

学生の学修意欲を高めるとともに、教育の質保証と学生支援に資することを目的として、グレードポイントアベレージ（Grade Point Average 以下「GPA」という。）を導入しています。

「GPA」とは、各授業科目5段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値です。

(1) 成績評価及びGP

履修規程に定める成績評価に対応するGPは、次のとおりです。

A+ (90～100)	GP=4
A (80～89)	GP=3
B (70～79)	GP=2
C (60～69)	GP=1
D (0～59及び未受験)	GP=0

※NはGPを付与しない。

(2) GPA対象科目

GPAの対象科目は、次の各号に掲げる授業科目です。

- ア 各学部において、5段階評価によって成績認定される授業科目（他学部履修科目を含む。）であって、卒業要件に算入できる授業科目
- イ 本学在学中に他の大学において履修した授業科目又は外国の大学において学修した成果であって、アの要件を満たす授業科目

(3) GPAの種類及び計算方法

GPAの種類は、「学期GPA」及び「通算GPA」とし、次の計算式により算出します。なお、算出に当たって、小数点第3位以下は切り捨てます。

ア 学期GPA

当該学期に履修したGPA対象科目の成果を示すもの

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{(当該授業科目のGP} \times \text{単位数) の当該学期合計}}{\text{当該学期の単位数の合計}}$$

イ 通算GPA

在学中における全期間の学修の成果を示すもの

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{(当該授業科目のGP} \times \text{単位数) の通算合計}}{\text{通算の単位数の合計}}$$

(4) 計算方法の特例

- ア 本学入学（編入学を含む。）以前に他大学等で修得した単位については、対象としません。
- イ 不合格科目を再履修し、合格した場合、再履修前の不合格評価を通算GPAの計算から除外します。
- ウ 授業期間外に行われる実習や集中講義などの授業科目、又は本人の疾病その他やむを得ない事由（災害や家族の危篤等）により試験の受験やレポートの提出ができなかった場合には、履修未完了又は成績評価の一時保留として取り扱い、GPAの計算から除外することができます。ただし、必要な補足（追試験等）がなされ成績評価が確定した段階で、GPAの再計算を行います。

(5) GPAの計算期日

学期ごとに指定された期日までに確定した成績に基づいて行うこととし、その期日は、前期にあつては9月23日、後期にあつては3月31日とします。

(6) GPAの通知及び記載

GPAの学生及び保護者への通知は、学期GPA及び通算GPAを記載した成績通知書により行います。

(7) GPAによる指導

- ア 学期GPAが、学部長が定める数値未満となった学生に対しては、チューターによる注意と指導を行います。
- イ 学期GPAが、学部長が定める数値未満に、2学期連続、又は通算で3学期になった学生に対しては、保証人（保護者等）同席のもと、チューター等による注意と指導を行います。ただし、保証人（保護者等）の同席について、学部長が必要としないと判断したときは、同席を求めないこととします。

【別表】チューターによる注意と指導の対象となる学期GPA値

学 部	指導の対象となるGPA値
地域創生学部	1. 5未満
生物資源科学部	1. 5未満
保健福祉学部	2. 0未満